

事務連絡
平成19年4月20日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その7）

「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）等により、平成18年4月1日より実施しているほか、平成19年4月1日より「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第95号）」が適用され、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成19年3月30日保医発第0330001号）により実施しているところであるが、今般、それらの取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

【3 医学管理等】

(問4)「B009 診療情報提供料(I)の注4」、「I012 精神科訪問看護・指導料の注2」及び「訪問看護基本療養費の注2」において規定されている「精神障害者施設」とは、具体的にどのような施設か。

(答)

次の施設のことをいう。

- ①障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項の規定に基づき生活介護を行う施設
- ②同条第13項の規定に基づき自律訓練(機能訓練・生活訓練)を行う施設
- ③同条第14項の規定に基づき就労移行支援を行う施設
- ④同条第15項の規定に基づき就労継続支援(雇成型・非雇成型)を行う施設
- ⑤同条第22項の規定に基づく福祉ホーム
- ⑥同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム）